

「北海道気候変動適応計画（仮称）」の策定について

1 計画策定の趣旨

- 近年、本道においても多発する台風の上陸・接近や記録的な大雨などの異常気象は、地球温暖化による気候変動の影響とも指摘されており、これに対処し、被害を回避・軽減するため、「適応」の取組が重要となっている。
- このため、道では、平成30年9月に、今後の本道における「適応」の取組の方向性を示す「北海道における気候変動の影響への適応方針」を策定し、これに基づき、関連施策を進めているところであるが、同年12月に施行された「気候変動適応法」の趣旨を踏まえ、「適応」の取組を加速するとともに、総合的かつ計画的に施策を推進するため、「北海道気候変動適応計画（仮称）」を策定する。

2 これまでの経過

- ・平成30年6月：「気候変動適応法」公布
- ・同 9月：「北海道における気候変動の影響への適応方針」策定
- ・同 11月：「気候変動適応計画」閣議決定
- ・同 12月：「気候変動適応法」施行

3 策定の根拠

○気候変動適応法

第12条 都道府県及び市町村は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画（その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画をいう。）を策定するよう努めるものとする。

- 《参考》法施行通知（平成30年11月30日付け環地総発第1811301号） -----
（地域気候変動適応）計画の策定は義務とはなっていないが、一方で、気候変動適応の推進は、現在及び将来の住民の健康で文化的な生活の確保に当たって極めて重要な課題であり、各地方公共団体においては、政府計画を勘案しながら、積極的に計画を策定することが期待される。

4 策定の考え方

- 国では、地方公共団体が「地域気候変動適応計画」策定にあたっての参考となるよう、標準的な手順や構成等を示した「地域気候変動適応計画策定マニュアル」を平成30年11月に公表している。
- 道では、平成30年9月に「北海道における気候変動の影響への適応方針」を策定しており、地域計画の策定にあたっては、道の適応方針を基本とし、国のマニュアルで示されている構成内容（項目）に照らし検討、取りまとめを行う。

5 計画の骨子（案）

項 目	内 容
1 はじめに	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定の背景（国内外の動きなど） ・計画策定の目的 ・上位計画及び関連計画との位置付け ・<u>計画期間</u>
2 本道の地域特性	<ul style="list-style-type: none"> ・地理的特性 ・経済及び産業的特性 ・社会的特性
3 気候の長期変化と将来見通し	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの気候の長期変化 ・気候変化の将来見通し
4 気候変動による影響	<ul style="list-style-type: none"> ・国による影響評価結果 ・本道において予測される影響等
5 適応に関する既存施策等	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内関係部局において実施している既存施策等
6 影響評価の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・優先的に取り組む分野の抽出
7 適応策の推進方策	<ul style="list-style-type: none"> ・推進にあたっての基本方針 ・関連施策 ・<u>各主体（道民、事業者、行政）の役割</u> ・実施体制（庁内組織、<u>地域気候変動適応センター等</u>） ・<u>進捗管理（PDCA等）</u>

※波線箇所：適応方針に記載のない項目